

適格都道府県センターの認定の概要について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が、平成25年1月30日に施行されました。

そして、同法律が施行されたことにより、当県の暴力追放運動推進センターである【(公財)暴力追放大分県民会議】が、同法律32条の5第1項の規定に基づく適格都道府県センターとして、認定されました。



1 認定日

平成25年2月28日

2 趣旨

適格都道府県センターとして認定を受けることにより、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受け、原告として事務所の使用差止請求訴訟を提起できるなど、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を【(公財)暴力追放大分県民会議】が有することになります。

3 認定要件

認定を受けるためには

- 業務を適正に遂行するための体制及び業務規定が適切に整備されていること
- 業務を適正に遂行することができる専門的知識経験を有すると認められること
- 業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること

の3つの要件を全て充足する必要があり、【(公財)暴力追放大分県民会議】は、これらの要件を全て満たすと認められたことから今回認定を受けることができました。

4 参考

平成25年2月28日の第1回目の認定では、当県を含めて5都県が国家公安委員会から認定を受けました。